

真庭市奨学金返還金減免制度

真庭市では、若者の定住を促進するため奨学生が学校卒業後に真庭市に居住し、条件を満たした場合は、最大で返還額の2分の1が免除されますので、対象となる方は申請をしてください。

(1) 減免対象者

平成22年3月以降の卒業生から

(2) 減免条件

- ◆ 正規の就学期間において学校を卒業後、**基礎期間**において真庭市に居住し続けた場合
※ **基礎期間**…真庭市に住所を有し最初に到来する4月1日を起算日とし、据置期間に返還期間の2分の1を加えた期間
※減免申請まで引き続き真庭市に居住している必要があります。
- ◆ 基礎期間中に引き続き就業していること
- ◆ 返還すべき返還金総額の2分の1以上の返還が完了していること
- ◆ 返還すべき年度の奨学金を当該年度までに返還していること
- ◆ 市税等の滞納がないこと

(3) 減免額について

減免対象となる返還金額は、次の計算式のとおりです。

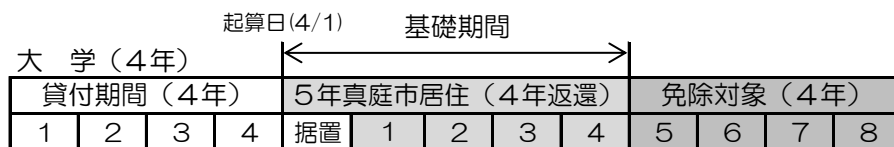
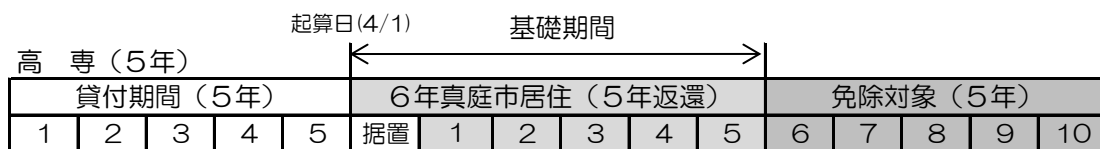
$$[\text{減免対象額}] = [\text{貸付総額}] - [\text{減免申請時点の納付済み返還額}]$$

※既に納付済みの返還金は、免除対象外です。返金はできませんので、ご注意ください。

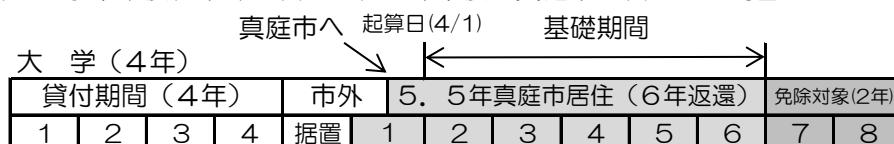
(4) 減免申請に必要なもの

- ・ 真庭市奨学金減免申請書
- ・ 卒業証明書の写し
- ・ 居所証明書（勤務先の証明）
- ・ 市税の完納証明書（税務課、各振興局地域振興課で発行）

【貸付期間と返還期間、免除期間の関係】



(例) 大学卒業後、市外へ転出し、1年半後に真庭市に転入した場合

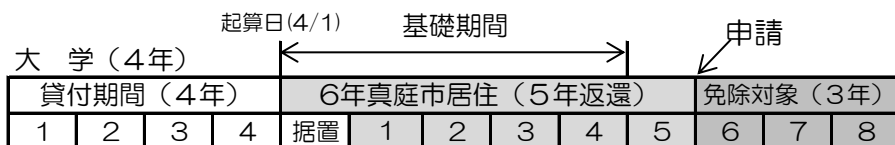


【申請時期と免除対象額の関係】（大学4年間貸し付けを受けた場合）

（例）返還4年目終了時点で減免条件を満たし、5年目の1回目の納付日前に減免申請した場合

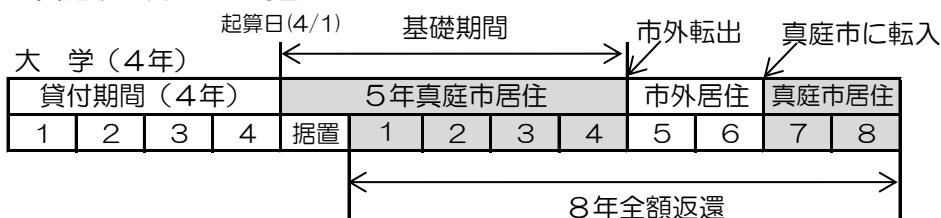


（例）返還4年目終了時点で減免条件を満たしたが、5年目の納付終了後に減免申請した場合



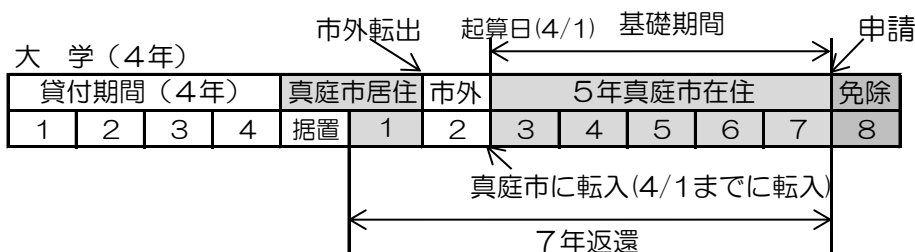
※この場合、5年目返還分は返金できません。

（例）返還4年目終了時点まで真庭市に居住した後、減免申請せず市外転出し、2年後に再び真庭市に転入した場合



※この場合、返還5年目の市外転出後及び返還7年目の真庭市転入後に減免申請はできないため、免除対象になる返還金はありません。

（例）返還1年目終了時点まで真庭市に居住した後市外転出し、1年後再び真庭市に転入して5年間真庭市に居住し、返還8年目の1回目の納付日前に減免申請した場合



※この場合、据置期間と返還1年目の真庭市在住期間は基礎期間には含まれません。そのため、8年目返還分のみが免除対象になります。

《奨学金返還金減免申込先・お問い合わせ先》
 真庭市教育委員会 教育総務課
 〒719-3292 岡山県真庭市久世2927番地2
 TEL 0867-42-1085 FAX 0867-42-1416